

事務連絡
令和2月7月31日

佐賀市立春日小学校
保護者様

佐賀市教育委員会
教育長 東島 正明
佐賀市立春日小学校
校長 永瀬 一裕

児童やその同居家族等に感染症が発生した場合等の対応について

例年より長い1学期でしたが、児童は暑さに負けず、元気に過ごしています。1学期中、本校教育のために、ご理解とご協力を賜り、心よりお礼申し上げます。

さて、新型コロナウィルス感染症に関して、佐賀市としての基本的な考え方は以下のとおりです。夏期休業期間中も、体温を計り体調管理をするとともに、3密を避け、手洗いを励行するよう児童にご指導ください。なお、国や県の方針や今後の感染の拡大状況によっては、対応を変更する可能性もあります。ご理解の程宜しくお願ひいたします。

また、病気、交通事故、生活事故、犯罪など、児童が、命に関わるような事案に遭遇した際に確実に学校と連絡が取れるように、緊急電話を用意しています。緊急の際は裏面の要領でお使いいただきますようお願いいたします。

	発生状況	学校の対応
1	児童生徒の <u>同居家族等が発熱等の症状がある場合</u>	<p>【帰国者・接触者相談センターに相談した結果、しばらく様子を見るようにと指示された場合】</p> <ul style="list-style-type: none">・児童生徒の登校は通常どおりとする。(ただし児童生徒及び保護者の意向を尊重する)・学校の行事を制限する場合もある。
2		<p>【帰国者・接触者相談センターに相談した結果、指定医療機関での受診を指示された場合】</p> <ul style="list-style-type: none">・結果が陰性と判明するまで、児童生徒の登校を見合わせてもらう(出停)
3	児童生徒の <u>同居家族等が濃厚接触者とされた場合</u>	<p>【帰国者・接触者相談センターの指示に従って対応する】</p> <ul style="list-style-type: none">・結果が陰性と判明するまで、児童生徒の登校を見合わせてもらう(出停)・「関係者」として児童生徒も検査を指示される場合もある
4	児童生徒の <u>同居家族等が感染者と判定され、児童生徒が濃厚接触者に特定された場合</u>	<p>【帰国者・接触者相談センターの指示に従って対応する】</p> <ul style="list-style-type: none">・当該学校は直ちに臨時休業・当該児童生徒がPCR検査結果、陰性であった場合は学校再開・当該児童生徒の登校については、保健福祉事務所と協議の上判断

5	児童生徒本人が発熱等の症状がある場合	<p>【帰国者・接触者相談センターに相談した結果、しばらく様子を見るようにと指示された場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>軽い症状でも出席停止とする。</u>
6	児童生徒本人が感染者と判定された場合	<ul style="list-style-type: none"> ・学校は直ちに臨時休業とする。 ・学校再開は、保健所の指導に従った上で市教委が決定する。

緊急電話について

- 児童生徒の命に関わるような重大事案のみ使用する。
- 学校に連絡を取り、連絡がつかない場合にのみ使用する。(休日・祝日・夜間など)
- 「非通知」ではかけない。
(確認や返答など、折り返し電話をすることが予想されるため)
- まずは、緊急電話1に連絡する。
(緊急電話1がつながらない場合に限り、緊急電話2、緊急電話3にかける。)

【緊急電話1】

090-1519-4021

【緊急電話2】

090-1519-2912

【緊急電話3】

090-1519-2867

- 使用する際は以下の内容を伝える。
「学校名」「学年」「組」「児童生徒名」「事案の内容」など
《例》
保護者 「〇〇小学校の〇年〇組の□□の保護者です。本日〇時ごろ交通事故に遭い、救急車で搬送されましたので電話しました。」
緊急電話「了解いたしました。至急〇〇小学校長と連絡をお取りいたします。学校から連絡させますのでよろしくお願ひします。」

佐賀市教育委員会
学校教育課 担当：木村